

家庭的保育事業等認可申請概要

資料 1 - 3

事業者	名 称	特定非営利活動法人 砧の会		代表者職・氏名	理事長 高木 和子			
	住 所	世田谷区砧六丁目26番22号						
	事業概要	児童福祉法の理念に則り、広く一般市民を対象として、保育施設の設置及び運営事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業その他子育て支援に関する事業を行い、もって児童福祉の増進、子どもの健全育成及び男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。 (1) 保育施設の設置・運営事業 (2) 一時預かり事業 (3) 放課後児童健全育成事業 (4) 子育て支援に関する事業 (5) 保育や子育てに関する情報提供事業						
開設予定年月日		平成 28 年 9 月 1 日						
事業所	名 称	高木保育園						
	事業の種類	小規模保育事業A型						
	住 所	世田谷区砧六丁目18番6号1階						
	最寄駅	小田急線 祖師ヶ谷大蔵駅 徒歩2分						
	連携施設	未定(経過措置期間の適用)						
	審査形態	☐ 新規開設(地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会) ☒ 認可外保育施設からの移行(認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会)						
開園時間	開園時間(基本)	午前7時	15分	～	午後6時	15分	(11時間分)	
	延長時間	午後6時	15分	～	午後7時	15分	(1時間分)	
休園日		日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から12月31日及び翌年1月1日から1月3日まで						
定員	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	3号認定	6	6	7				19
	内地域枠 (事業所内保育事業)	0	0	0				0
事業基盤	土地・建物 権利関係	土地	☐ 自己所有 ☐ 賃借(貸主: 国・都・区市町村・民間) ☒ その他(建物賃借と一体)					
		建物	☐ 自己所有 ☒ 賃借(貸主: 国・都・区市町村 (民間))					
	財務健全性	債務超過	(直近二か年の会計期間) ☒ 無		損失計上		(直近三か年連続) ☒ 無	
建物設備	構造・面積	鉄筋コンクリート 造 地上 4 階建 1 階部分 172.48 m ² (新築 (改修))						
	保育室等	乳児室・ほふく室	現状	基準	保育室・遊戯室	現状	基準	
			48.26 m ²	39.6 m ²		17.31 m ²	13.86 m ²	
	3階以上	該 当 な し						
	避難経路	(2か所2方向)	☒ 有					
	室内化学物質	☐ 適 ☐ 不適 ☒ 未実施(実地検査により建物・設備内容に支障がないことを確認した後に実施)						
	建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証			用途変更 /	確認済証	提出済
			検査済証	提出済			検査済証	—
耐震性能	☒ 適 ☐ 不適							
屋外遊戯場(庭)	801 m ²		[地上] 801 m ²					
	(基準面積 23.1 m ²)		[屋上] m ² 避難用設備・防火設備等 ☐ 有					
			(代替場所) 西山野公園(砧6-12) (面積) 801 m ²					
		(距離) 250m 徒歩 6 分 (トイレ・水飲み場) ☒ 有						

職 員	管 理 者	氏名	生井 郁子				
		要件	平成27年3月31日府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」における管理者設置加算の要件に該当 ☒ 児童福祉事業等に2年以上従事した者 ☐ 児童福祉事業等に2年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者				
			☒ 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者				
	保育従事職員	6 人 (基準人数 5 人)	常勤	5	人		
			その他	2	人	→ 常勤換算 1 人	
食 事 の 提 供	☒ 直営	調理員 1 人 (栄養士)					
	☐ 委託	委託先 ☐ 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)を充足					
	☐ 搬入	搬入施設 ☐ 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第17条を充足					
家庭的保育事業等整備・運営事業者の決定/審査概要		1 審査方法 審査内容 認可外保育施設新制度移行支援事業・第3回適格性審査会の応募書類に関する書類審査、当該事業者へのヒアリングの審査及び公認会計士による財務審査を実施した。 評価内容 書類審査、ヒアリング審査及び財務審査の結果を基に総合的に評価し、整備・運営事業者を選定した。 2 審査結果 事業者代表は東京都保育室制度が施行された昭和43年から保育室を運営しており、平成25年12月12日付けで個人事業主から特定非営利活動法人となった。管理者候補は都内の公立保育園での保育従事経験もある。 認可事業に移行するにあたっての課題はあるが、現行の職員体制も安定しており、今まで培った地域に根付いた、少人数の落ち着いた保育の継続、職員の更なる雇用により安定的な運営が期待できることから、事業者からの提案について採択できるとの評価に至った。					
特記事項		・上記記載の内容は、認可申請書類の内容に基づき記載している。審査の結果、内容に変更が生じる可能性がある。 ・建物建築時の確認申請書及び検査済証写しの提出を受けている。					